

子ども手当に関する共同声明

子ども手当に関する五大臣会合を受け、平成23年度の子ども手当に関する政府案の概要が示され、平成22年度限りの暫定措置であった児童手当分の地方負担が継続して求められることが明らかになった。

我々地方は昨年来、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し全額を負担すべきと一貫して主張し続けてきた。それにもかかわらず、地方負担が再び継続されることとなったことは、誠に遺憾である。

一方、保育料や学校給食費について、子ども手当から徴収できる仕組みが導入される方向となった。このことは、住民間の公平・公正を確保する観点から地方が強く要請してきたものであり、その努力を多としたい。

また、地方の子育て支援サービスの拡充のため、新たな交付金制度が設けられることとなった。現金給付とサービス給付とのバランスを取るものであり、評価したい。地域の実情に応じた柔軟で自由度の高い制度設計を求めるものである。

平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、我々の主張を踏まえ、現金給付とサービス給付に係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、幅広く検討する場が設けられることとなった。税制改正による地方の増収分について、その使途を国が実質的に決めるようなことがあってはならない。十分な協議・検討の上で、地方の理解が得られるかたちで制度改正が行われるよう求める。

平成22年12月21日

地方六団体

全國知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会长	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会长	五　本　幸正
全国町村会会長	藤　原　忠彦
全国町村議会議長会会长	野　村　弘